

公益財団法人 農林水産長期金融協会
漁業経営基盤強化金融支援事業 交付規程

令和 元年 5月17日制定
令和 4年10月 5日最終改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この交付規程は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の2-1-(1)の(3)のアの規定に基づき、経営改善漁業者又は自然災害等の影響を受けた漁業者等に対して株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。）が融資する資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金の金利負担を軽減するために公益財団法人農林水産長期金融協会が行う利子助成金の交付事業（以下「利子助成金交付事業」という。）についての基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、利子助成金交付事業を行うに当たっては、次に掲げる通知の定めに従い、業務の政策的重要性を踏まえ、関係諸機関との連携の下に、効果的に運営するものとする。

ア 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）

イ 運用通知

第2章 利子助成金交付事業

(利子助成金の交付対象となる借受者、資金及び利子助成額)

第3条 協会は、毎年度国から交付される漁業経営維持安定資金利子補給等補助金（うち水産金融総合対策事業費のうち漁業経営基盤強化金融支援事業費）（以下「補助金」という。）をもって、アに掲げる借受者の金利負担を軽減するため、イに掲げる資金について、ウに掲げる額の利子助成金を当該借受者に対して交付するものとする。また、エに掲げるものについても利子助成金の交付対象とする。

ア 運用通知第3の2-1-(1)の(2)のアに定める借受者

イ 運用通知第3の2-1-(1)の(2)のウに定める資金

ウ 運用通知第3の2-1-(1)の(2)のエに定める額

エ 運用通知第3の2-1-(1)の(7)に定める利子助成

(利子助成金交付事業の実施)

第4条 協会は、毎年度国から交付される補助金及び運用通知第3の2-1-(1)の(4)のアに定める利子助成金交付計画書（以下「交付計画書」）の範囲内で、前条に規定する利子助成金の交付を行うものとする。

(利子助成金の交付申請及び交付決定)

第5条 第3条に定める利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、運用通知第3の2-1-(1)の(2)のイに規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に資金の借入申込みを行うに際し、別記様式第1号の委任状を併せて提出するものとする。

2 融資機関は、資金の貸付決定後、別記様式第2号の利子助成金交付代理申請書に前項の

委任状を添えて、協会に提出するものとする。

- 3 協会は、運用通知及び本規程に基づき利子助成金交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、利子助成金の交付を決定し、別記様式第3号の利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、別記様式第4号の利子助成金交付決定通知によりその内容を融資機関に通知するものとする。

(管理台帳の設置)

第6条 協会は、利子助成金交付事務を管理するため、前条第3項で利子助成金の交付を決定した交付希望者（以下「交付対象者」という。）ごとに、所要事項を利子助成金交付対象者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録するものとする。

(利子助成金の交付)

第7条 融資機関は、貸付実行後、別記様式第5号の貸付実行報告書を協会に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の貸付実行報告書により管理台帳へ利子助成対象資金の実行の登録を行うものとする。
- 3 融資機関は、一定期間ごとに、約定期日ごとの利子助成金の支払請求額をとりまとめた上、別記様式第6号の利子助成金支払請求書を協会に提出するものとする。
- 4 協会は、前項の支払請求があったときは、管理台帳により、請求のあった利子助成金について突合・確認を行った上、当該利子助成金を融資機関に交付するものとする。

(利子助成金の交付停止)

第8条 協会は、交付対象者及び融資機関が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の支払いの一部又は全部を停止するものとする。

- 一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
- 二 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき。
- 三 交付対象者が融資機関に対し利息の支払いの期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払いをしなかったとき。
- 四 交付対象者が経営改善漁業者である場合には、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第3項の規定により改善計画の認定を取り消されたとき又は漁業経営の改善に関する指針（平成14年6月26日農林水産省告示第1205号）の3に定める目標値を達成できなかった場合において、新たな改善計画の認定を得られなかったとき。
- 五 第9条第1項の規定により利子助成金の返還請求を受けた交付対象者が、協会の返還請求日から6ヵ月を経過して、なお、返還すべき金額の全部又は一部を返還しなかったとき。

(利子助成金の返還)

第9条 協会は、既に支払いを行っている利子助成金について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日に遡り、直ちに当該交付対象者に不当に支払われた利子助成金相当額の返還を請求するものとする。

- 一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - 二 交付対象者が融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき。
 - 三 交付対象者が融資機関から借り入れた資金についてその借入限度額を超過したとき。
- 2 前項により利子助成金の返還請求を受けた交付対象者は、返還すべき利子助成金額に、事実が生じた日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を付して、利子助成金の返還請求の日の翌日から起

算して20日が経過した日までの間に、協会に返還しなければならない。

3 協会は、前項の場合において、当該交付対象者の申請書の不実記載等が軽微であつて重大な過失でないと認められるときは、加算金を免除することができるものとする。

4 協会は、交付対象者から利子助成金及び加算金の返還をさせた場合は、水産庁長官に報告し、その指示に従い国庫に返納するものとする。

(利子助成条件の変更等)

第10条 融資機関は、貸付金について償還期限、据置期限、払込日、償還方法等の貸付条件の変更を行った場合は、一定期間ごとに、別記様式第7号の利子助成条件変更代理申請書を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の条件変更代理申請があつた場合は、その内容を審査し、その結果を別記様式第8号の利子助成条件変更通知書により交付対象者に、別記様式第9号の利子助成条件変更承認通知により融資機関にそれぞれ通知するものとする。

3 融資機関は、交付対象者から任意の繰上償還があつた場合は、一定期間ごとに、別記様式第10号の繰上償還報告書を取りまとめの上、協会に提出するものとする。

4 融資機関は、交付対象者の住所・名称に変更があつた場合は、一定期間ごとに、協会に対し別記様式第11号の住所・名称変更報告書を提出するものとする。

5 協会は、第2項から第4項までの各項による利子助成条件の変更を行った場合は、管理台帳を更正するものとする。

(調査等)

第11条 協会は、必要があると認めた場合は、利子助成金交付事業の実施に関し、交付対象者に対し必要な報告を求め、また、予めその同意を得た上、帳簿・書類等の閲覧、その他の物件の調査等を行うものとする。

2 協会は、必要があると認めた場合は、利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対し予め同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うものとする。

第3章 会計処理等

(経費の支弁)

第12条 協会は、補助金による収入を利子助成金及びその交付に必要な事務費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

(経理区分)

第13条 協会は、利子助成金交付事業について、交付等要綱第30の規定により他の事業に係る経理と区分して経理するものとする。

2 前項の支出予算においては、利子助成金と事務費を区分計上し、相互の流用を行つてはならない。

(交付計画書の作成等)

第14条 協会は、毎事業年度開始前に交付計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の計画の変更を行おうとする場合は、計画変更の理由、変更後の計画を記載した書面を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

(実績報告書の作成)

第15条 協会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、運用通知第3の2-1-(1)の(4)のイに定める利子助成金交付事業実績報告書を作成し、水産庁長官に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第16条 協会は、この交付規程に定める業務に関する帳簿及び証拠書類等を当該事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間整備保管するものとする。

(その他)

第17条 この交付規程に定めるもののほか、利子助成金交付事業に必要な事項については、その都度、協会が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

附 則 (平成31年4月18日付け31農長協第13号)

- 1 この交付規程は平成31年4月26日から施行する。
- 2 公益財団法人農林水産長期金融協会漁業経営基盤強化金融支援事業交付規程(平成28年4月12日制定)は、廃止する。
- 3 平成31年度水産関係民間団体事業補助金の交付決定が行われた日からこの交付規程の施行前に協会が事業の実施主体として行った行為及び当該規程に基づき利子助成金の交付を希望する者及び融資機関が行った行為についてはこの規程の規定を遡って適用するものとする。

附 則 (令和4年9月14日付け4農長協第62号)

この交付規程は、水産庁長官の承認のあった日(令和4年10月5日)から施行する。

ただし、令和4年4月1日前に水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。)の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業については、なお、従前の例による。

【様式第1号】

委任状

受任者（金融機関）

金融機関名		取扱営業店名	
-------	--	--------	--

私は、上記受任者を代理人と定め、同者から借り入れる下記1の借入金に係る利子につき公益財団法人農林水産長期金融協会、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構又は一般社団法人全国農業会議所から交付決定される助成金について、下記2に記載の権限を委任します。

なお、交付されることとなった助成金は、上記受任者において同借入金の利息に充当していただきます。

委任者（利子支払者（借入者））

年 月 日
住所：〒
個人：氏名（自署）
法人：名称 代表者役職名・氏名

1 借入金

資金の種類（資金名）	
借入申込額（利子支払者変更時は、変更時の引受元本額）	千円

2 委任する内容

制度資金を対象として利子助成を行う農林水産省の補助事業であって、公益財団法人農林水産長期金融協会、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構又は一般社団法人全国農業会議所が事業主体となって実施している利子助成事業に係る利子助成金交付手続きを行うこと及びその交付決定を受けて交付される利子助成金を代理して受領すること

金融機関記入欄

債権番号（決定番号）

(注記) 1 この委任状の原本は、金融機関において保管し、複本を公益財団法人農林水産長期金融協会へ送付してください。

2 本委任状は、当該委任状に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該委任状の作成に代えることができます。この場合において、上記委任者記載欄の「個人・氏名」は自署に代え電磁的記録で作成できることとし、前記注記1にかかわらず電磁的方法をもって提出することができることとします。

3 この書面により取得される個人情報は、上記の利子助成事業を行うためにのみ利用されます。

【様式第1号】

委任状

受任者（金融機関）

金融機関名	取扱営業店名
-------	--------

私たちは、上記受任者を代理人と定め、同者から借り入れる下記1の借入金に係る利子につき公益財団法人農林水産長期金融協会、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構又は一般社団法人全国農業会議所から交付決定される助成金について、下記2に記載の権限を委任します。

なお、交付されることとなった助成金は、上記受任者において同借入金の利息に充当していただきます。

委任者

(転借者) 年 月 日 住所：〒 個人：氏名（自署） 法人：名称 代表者役職名・氏名
(利子支払者（転貸者）) 名称 代表者名

1 借入金

資金の種類（資金名）	
借入申込額	千円

2 委任する内容

制度資金を対象として利子助成を行う農林水産省の補助事業であって、公益財団法人農林水産長期金融協会、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構又は一般社団法人全国農業会議所が事業主体となって実施している利子助成事業に係る利子助成金交付手続きを行うこと及びその交付決定を受けて交付される利子助成金を代理して受領すること

金融機関記入欄

債権番号（決定番号）

(注記) 1 この委任状の原本は、金融機関において保管し、複本を公益財団法人農林水産長期金融協会へ送付してください。

2 本委任状は、当該委任状に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該委任状の作成に代えることができます。この場合において、上記転借者記載欄の「個人・氏名」は自署に代え電磁的記録で作成できることとし、前記注記1にかかわらず電磁的方法をもって提出することができるものとします。

3 この書面により取得される個人情報、上記の利子助成事業を行うためにのみ利用されます。

提出用

融資機関名
代表者名

利子助成金交付代理申請書

次の資金に係る利子助成金の交付について、借入者を代理して申請します。(委任状添付)

融資機関コード			
事業名			
合計件数	件	合計貸付金額	千円

交付申請番号	実行予定年月		利子補給承認日									
債権番号(決定番号)	郵便番号		住所				借入主体コード					
		-										
交付希望者名 漢字				交付希望者名 カタカナ								
市町村等の上乗せ利子補給率(%)※1				据置期限	償還期限	既往利子助成対象残高		補助事業名				
合計	地方公共団体	融資機関			千円							
貸付金額		資金種類コード	貸付利率		利子助成率		払込期日	償還方法コード	償還回数	元利又は元金均等額※2	元金不均等額	元金不均等額コード
千円			%		%					円	円	
転貸先 借入者氏名 漢字					転貸先 借入者氏名 カタカナ							
転貸先 借入者住所												

※1上乗せ利子補給率は最大値を表記しています。
※2元利又は元金均等額は貸付実行時に確定します。

殿

（公財）農林水産長期金融協会
理事長

利子助成金交付決定通知書

貴殿の委任を受けた下記融資機関からの利子助成金交付申請については、下記の条件で利子助成金の交付を決定したので通知します。

記

利子助成金交付決定日	利子助成金交付決定番号	融 資 機 関
債権番号（決定番号）	貸付（決定）額	利子助成率
	千円	%
資 金 の 種 類		利 子 助 成 期 間

（承認条件）

- 利子助成金の交付は、国の予算の範囲内で行われるものであり、上記の利子助成期間欄に記載する利子助成に変更が生ずる可能性があります。
- 貸付実行までに融資機関の貸付内容に変更があった場合、利子助成金交付決定の内容は、貸付実行時の内容に変更されます。
- 以下の場合、利子助成金の交付を停止します。
 - 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - 融資機関が貴殿に対して繰上償還の請求を行ったとき
 - 貴殿が融資機関に対し利息の支払期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払いをしないとき
 - 貴殿が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第3項の規定により改善計画の認定を取り消されたとき又は漁業経営の改善に関する指針（平成14年6月26日農林水産省告示第1205号）の3に定める目標値を達成できなかった場合において、新たな改善計画の認定を得られなかったとき
 - 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者が、協会の返還請求日から6ヵ月を経過して、なお、返還すべき金額の全部又は一部を返還しないとき
- 以下の場合、交付済の利子助成金にその事実の発生した日から年10.95%の割合で計算した加算金を付して返還請求をします。
 - 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - 融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき
 - 融資機関から借り入れた資金について、その借入限度額を超過したとき
- 協会は、必要があると認めた場合は、利子助成金交付事業の実施に関し、貴殿に対し必要な報告を求め、また、予めその同意を得た上で、帳簿・書類等の閲覧、その他の物件の調査等を行うことがあります。
- 協会は、必要があると認めた場合は、利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対し予め同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うことがあります。

【ご注意】

この利子助成金交付決定通知書は、再発行いたしません。
利子助成対象資金の利子助成期間が満了するまで、必ず保管しておいてください。

【様式第4号】
 (融資機関代表者)あて

様

No. / /

(公財)農林水産長期金融協会 理事長

利子助成金交付決定通知

年 月 日付けの利子助成金交付代理申請について、次のとおり決定したので、通知します。

決定日
年 月 日

事業名			
融資機関コード		融資機関名	

債権番号 (決定番号)		利子助成金交付決定番号		郵便番号		住所 (1)				
				-						
交付希望者名 漢字						住所 (2)				
交付希望者名 カタカナ										
						借入主体コード	利子補給承認日	実行予定年月	資金種類コード	元金 不均等額 コード
貸付金額	貸付利率	利子助成率	据置期限	償還期限	払込期日	償還方法コード	償還回数	元利又は元金均等額※	元金不均等額	
千円	%	%						円	円	
転貸先 借入者氏名 漢字						転貸先 借入者氏名 カタカナ				
転貸先 借入者住所										

債権番号 (決定番号)		利子助成金交付決定番号		郵便番号		住所 (1)				
				-						
交付希望者名 漢字						住所 (2)				
交付希望者名 カタカナ										
						借入主体コード	利子補給承認日	実行予定年月	資金種類コード	元金 不均等額 コード
貸付金額	貸付利率	利子助成率	据置期限	償還期限	払込期日	償還方法コード	償還回数	元利又は元金均等額※	元金不均等額	
千円	%	%						円	円	
転貸先 借入者氏名 漢字						転貸先 借入者氏名 カタカナ				
転貸先 借入者住所										

※元利又は元金均等額は貸付実行時に確定します。

【様式第7号】

(公財) 農林水産長期金融協会 理事長 様

No. _____ /
年 月 日

提出用

融資機関名
代表者名

利子助成条件変更代理申請書 (実行後)

貸付条件の変更に伴い、次のとおり利子助成条件の変更を願いたく、貸付先 (利子助成金交付対象者) を代理して申請します。

融資機関コード	
合計件数	件

条件変更起算日													
利子助成金交付決定番号				債権番号 (決定番号)				貸付実行日		借入主体コード	利子補給承認日	資金種類コード	
郵便番号		住所											
-													
利子助成金交付対象者名 漢字						利子助成金交付対象者名 カタカナ						元金 不均等額 コード	
市町村等の上乗せ利子補給率 (%)						既往利子助成対象残高		補助事業名					
合計		地方公共団体		融資機関		千円							
貸付金額		貸付利率		利子助成率		据置期限	償還期限	払込期日	償還方法コード	償還回数	元利又は元金均等額		元金不均等額
千円		%		%							円		円
転貸先 借入者氏名 漢字						転貸先 借入者氏名 カタカナ							
転貸先 借入者住所													

(注) 1. 上段：変更前、下段：変更後 (変更がない場合は下段のみ印字)

(注) 2. 上乗せ利子補給率は最大値を表記しています。

【様式第8号】

様

(公財) 農林水産長期金融協会
理事長

利子助成条件変更通知書

付けで利子助成金の交付決定を通知した利子助成金の条件について、下記融資機関からの申請により、下記のとおり変更したので通知します。

記

条件変更起算日	利子助成金 交付決定番号	融 資 機 関	
債権番号 (決定番号)	条 件 変 更 の 内 容		
		変 更 前	変 更 後
	据置期限	年 月	年 月
	償還期限	年 月	年 月

【様式第9号】

(融資機関代表者) あて

No. /

(公財) 農林水産長期金融協会 理事長

利子助成条件変更承認通知

年 月 日付けの利子助成条件変更代理申請について、下記のとおり承認したので、通知します。

事業名												条件変更承認日							
融資機関コード		融資機関名																	
条件変更起算日																			
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)				貸付実行日		借入主体コード		利子補給承認日		資金種類コード							
郵便番号		住所																	
-																			
利子助成金交付対象者名 漢字						利子助成金交付対象者名 カタカナ													
市町村等の上乗せ利子補給率 (%)						既往利子助成対象残高		補助事業名				元金不均等額コード							
合計		地方公共団体		融資機関		千円													
貸付金額		貸付利率		利子助成率		据置期限		償還期限		払込期日		償還方法コード		償還回数		元利又は元金均等額		元金不均等額	
千円		%		%												円		円	
転貸先 借入者氏名 漢字						転貸先 借入者氏名 カタカナ													
転貸先 借入者住所																			
条件変更起算日																			
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)				貸付実行日		借入主体コード		利子補給承認日		資金種類コード							
郵便番号		住所																	
-																			
利子助成金交付対象者名 漢字						利子助成金交付対象者名 カタカナ													
市町村等の上乗せ利子補給率 (%)						既往利子助成対象残高		補助事業名				元金不均等額コード							
合計		地方公共団体		融資機関		千円													
貸付金額		貸付利率		利子助成率		据置期限		償還期限		払込期日		償還方法コード		償還回数		元利又は元金均等額		元金不均等額	
千円		%		%												円		円	
転貸先 借入者氏名 漢字						転貸先 借入者氏名 カタカナ													
転貸先 借入者住所																			

(注) 1. 上段：変更前、下段：変更後（変更がない場合は下段のみ印字）

(注) 2. 上乗せ利子補給率は最大値を表記しています。

【様式第10号】

(公財)農林水産長期金融協会 理事長 様

提出用

No. /
年 月 日

融資機関名
代表者名

繰上償還報告書

下記の貸付金について、任意の繰上償還がありましたので、報告します。

記

合計件数	件	合計繰上償還額	円
------	---	---------	---

融資機関コード											
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)			繰上償還日		繰上償還額 (円)		償還事由コード		
利子助成金交付対象者名		繰上償還後の条件								償還期限の変更	
		繰上償還後残高 (円)	償還回数	元利又は元金均等額 (円)		元金不均等額 (円)		元金不均等額コード	当初	変更後	
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)			繰上償還日		繰上償還額 (円)		償還事由コード		
利子助成金交付対象者名		繰上償還後の条件								償還期限の変更	
		繰上償還後残高 (円)	償還回数	元利又は元金均等額 (円)		元金不均等額 (円)		元金不均等額コード	当初	変更後	
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)			繰上償還日		繰上償還額 (円)		償還事由コード		
利子助成金交付対象者名		繰上償還後の条件								償還期限の変更	
		繰上償還後残高 (円)	償還回数	元利又は元金均等額 (円)		元金不均等額 (円)		元金不均等額コード	当初	変更後	
利子助成金交付決定番号		債権番号 (決定番号)			繰上償還日		繰上償還額 (円)		償還事由コード		
利子助成金交付対象者名		繰上償還後の条件								償還期限の変更	
		繰上償還後残高 (円)	償還回数	元利又は元金均等額 (円)		元金不均等額 (円)		元金不均等額コード	当初	変更後	

【様式第11号】

(公財)農林水産長期金融協会 理事長 様

提出用

No. /
年 月 日

融資機関名
代表者名

住所・名称変更報告書

貸付先（利子助成金交付対象者）の住所・名称が下記の通り変更となりましたので、報告します。

融資機関コード	
利子助成先コード	

変更前	名称（漢字）		借入主体コード			
	郵便番号	住所				
	—					
変更後	名称（漢字）		借入主体コード			
	名称（カタカナ）			債務承継日又は債務引受日		
	郵便番号	住所				
—						
変更対象	No.	利子助成金交付決定番号	債権番号（決定番号）	No.	利子助成金交付決定番号	債権番号（決定番号）
	1			6		
	2			7		
	3			8		
	4			9		
	5			10		